平成３０年（フ）第４４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町133番地83
債務者　福田　良二
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４５号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町133番地83
債務者　福田　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６１号
栃木県真岡市高勢町３丁目10番地２　レオパレスシエルエトワール104号、前住所京都府宇治市大久保町南ノ口30番地の１
債務者　平田　陽子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６９号
栃木県宇都宮市西川田町721－５、住民票上の住所栃木県宇都宮市鶴田町28番地46
債務者　黒木　容子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８１号
愛知県岡崎市戸崎町字上り場東11番地９
債務者　髙屋敷　克
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第８２５号
大阪府摂津市鳥飼銘木町１番39号
債務者　柗村　三男
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８６０号
大阪府四條畷市雁屋南町10番５号
債務者　鈴木　謙太
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３号
沖縄県中頭郡中城村字屋宜100番地５　呉屋アパート102号
債務者　豊元　厚裕
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第２９号
沖縄県沖縄市胡屋１丁目15番14号
債務者　藤村　修司
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３０号
沖縄県沖縄市山内４丁目１番５号　ライズマンションＢ－５
債務者　玉城三奈子（旧姓ハッチ）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３２号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目７番22―202号　比嘉アパート
債務者　比嘉　宮華（旧姓新崎）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５９４号
栃木県宇都宮市上野町6084番地２　冨田上野寮Ａ、前住所栃木県宇都宮市平松本町785番地１　ウィング１―105
債務者　星　　智将
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３６号
栃木県宇都宮市上戸祭町3065番地65
債務者　山元　芳子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第７１号
栃木県宇都宮市上戸祭町59番地33　メゾン・ド・タミア203号室
債務者　大出　晴子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４７号
静岡県磐田市福田5487番地67、前住所静岡県磐田市豊浜中野429番地２
債務者　髙楯　　毅
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６２号
栃木県芳賀郡市貝町赤羽2632―95、住民票上の住所栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1586番地
債務者　高橋　裕一
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係